

災害復旧工事の発注に伴う現場代理人の取扱いについて

金沢市では、平成20年7月大雨災害により被災した地域の早期復旧を図るため、今後、災害復旧工事を短期間に集中して発注することから、特例的措置として、下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 対象工事

平成20年7月大雨災害に係る災害復旧工事で、本市が発注する予定価格3,000万円未満の工事(土木一式工事)を対象とする。

2 兼任

請負者は、工期が重複する2以上の災害復旧工事を受注し、又は受注しようとするときは、次に掲げる条件を満たすときに限り、現場代理人を兼任させることができる。

- (1)各現場間が概ね直径1kmの円周内に存在すること。
- (2)契約金額の合計額が、次の表の上欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額であること。

土木一式工事の等級	「B」等級	「C」等級	「D」等級以下
契約金額の合計額	3,000万円未満	1,500万円未満	500万円未満

なお、対象工事は、上記1の災害復旧工事のみとし、それ以外の工事は認めない。

3 手続きについて

請負者は、契約時に提出する「現場代理人・主任(監理)技術者選任届」と同時に、「現場代理人兼任届出書」を監理課へ提出すること。

4 その他

現場代理人を兼任することにより現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼任の取消し、契約解除、工事成績評定への反映、指名停止措置等を行うことがある。

5 適用開始

平成20年11月14日以降に指名競争入札執行通知を行う災害復旧工事から適用する。

なお、これ以前に既に契約締結をしている災害復旧工事については別途協議の上、対応する。